

令和5年度事業計画

1 基本方針

本県では全国平均を上回る高齢化が進展している中、高齢者の多様な雇用・就業ニーズに対応するためには、その意欲と能力に応じて働くことができる多様な雇用・就業の場を確保する必要があります。

また、高齢者を社会の担い手として積極的に位置づけるとともに、高齢者が長年培ってきた知識や経験、技能、意欲などのシニアパワーを生かし、自治会などの地域活動、社会福祉に関する活動、次世代を担う子どもたちとの交流活動、自然・環境保護に関する活動など様々な社会活動において、現役として活躍してもらうことが必要です。

さらには、長引く新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響により、地域経済や医療現場をはじめ県民生活全体に甚大な影響が生じており、シルバー人材センター事業にも大きな影響が出ているところであります。

こうした中、シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、地域の高齢者に臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務に係る就業機会を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と活性化に貢献する公共性・公益性の高い団体として、その役割はますます大きくなっています。

このような状況を踏まえ、連合会は、「第五次中期計画」を基本とする令和5年度事業計画を定め、関係機関との緊密な連携の下、新型コロナの感染防止対策の徹底を図りながら、センターと一体となって各事業の着実な実施に努め、地域社会へ貢献する公益社団法人としての役割を果たしてまいります。

また、令和5年10月1日から導入予定であるインボイス制度や、導入時期は未定であります。「業務委託契約における契約方法の見直し」につきましても、各センターと情報を共有しながら適切に対応いたします。

特に、次の項目は、令和5年度の重点項目とし、積極的に推進します。

- ① 会員の拡大（特に女性会員の拡大）
- ② 就業機会の拡大
- ③ 安全・適正就業の推進
- ④ シルバー派遣事業の推進
- ⑤ 空き家管理対策事業の推進
- ⑥ インボイス制度への対応
- ⑦ 業務委託契約における契約方法の見直しへの対応

○ 第五次中期計画の目標値

会員数	8,044人（うち女性会員	3,130人）
契約金額	33億54百万円（うち派遣事業	3億38百万円）
就業率	88.3%	
事故件数	0件	

2 事業計画

(1) 会員の拡大

センターの存在価値を高め、積極的な事業展開を行うためには、会員の拡大は必要不可欠ですが、令和3年度の会員数は、新型コロナ拡大の影響もあり、対前年度と比較して▲223人、率にして▲4.1%と大変厳しい状況になりました。令和4年度においても状況は変わらず、会員の減少が止まらない状況にあります。

このことから、令和5年度も引き続き次の取り組みを強化し、まずは、新型コロナ前の水準（令和元年度会員数）に回復させることを目標として取り組みます。

(ア) 国の委託事業である「高齢者活躍人材確保育成事業」を活用した取組

- ① 高年齢者の就業意欲を喚起・促進するための就業体験の実施
- ② 高年齢者が自信をもって就業するための技能講習の実施
- ③ 様々なメディアを通じた広報活動の展開
- ④ リーフレット等を活用したシルバー事業の周知・広報

(イ) シルバー人材センター及び関係機関と連携した取組

- ① 第五次中期計画で定めた会員の目標数値を達成するため、センターと連携したPDCAサイクルによる目標管理
- ② 行政機関や関係団体等との連携強化による会員拡大

- ③ センターの女性役職員で構成する「みやざき女性部会ひまわり」において、女性会員の拡大及び就業機会の拡大方法の検討

(ウ) ホームページの利活用による会員拡大

(2) 就業機会の拡大

就業機会の拡大は、会員の拡大とともに、「高年齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献する。」というセンターの役割を果たすためにも重要な取り組みですが、令和4年度においても新型コロナウイルスの感染拡大の影響で企業や関係機関への訪問ができず、当初予定していた就業開拓ができなかった。

このことから、令和5年度は関係団体と連携した企業訪問等により、引き続き次のことを重点的項目として就業機会の拡大を図ります。

- ① 高齢者のニーズに合った就業分野の開拓
- ② 女性のニーズに合った就業分野の開拓
- ③ ホワイトカラー層に合った就業分野の開拓

(3) 安全・適正就業の推進

(7) 安全就業

令和4年度の事故発生件数は、前年度（61件）と同程度で推移していましたが、まだ高い水準にあると思われるので、令和5年度についても引き続き「安全がすべてに優先する」ことを念頭に、安全に対する意識の向上を図るため、次のことに取り組みます。

- ① 安全・適正就業研修会の開催
- ② 安全パトロールの実施
- ③ 健康診断受診の徹底
- ④ 運転業務に従事する会員の運転診断の実施
- ⑤ 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底

(イ) 適正就業

適正就業ガイドラインは、会員の働き方に係る重要な指針であり、公益法人として法令順守の立場から、適正就業ガイドラインに沿った業務運営の徹底を図るため、次のことに取り組みます。

- ① 適正就業ガイドラインの周知・徹底
- ② 受注リストを活用した点検
- ③ 適正就業担当者会議の開催

④ 適正就業に関する研修会の開催

(4) シルバー派遣事業

シルバー派遣事業は、高齢化や労働力の減少が進行する中、人手不足の分野や介護・育児等の現役世代を支える分野において、高齢者が担い手として活躍することが期待されていることから、センターと連携して、シルバー派遣事業の更なる拡大を図ります。

また、高年齢者雇用安定法第39条に基づく業務拡大については、県内企業に対し業務拡大を受けた業種及び職種の周知を図り、高年齢者の多様な就業ニーズに沿った就業機会の拡大に取り組みます。

(5) 成長分野における請負就業

成長分野における請負就業は、高年齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会における活動・貢献の場であります。

また、女性会員が就業しやすい分野も多数存在することから、令和5年度においても、センターと連携して次の事業の取り組みを推進します。

- ① 福祉・家事援助サービス事業
- ② 介護予防・日常生活支援総合事業
- ③ 空き家管理対策事業
- ④ 放課後児童クラブにおける育児支援事業

(6) 普及啓発活動

センターが実施する事業は、依然として「草刈り」、「剪定」、「農作業」などの従来型の仕事のイメージが強いことから、様々な機会を通じて、多種多様な就業の場があることを周知し、イメージの転換・向上を図るとともに、高齢者の加入を促進するための普及啓発活動を推進します。

- ① 普及啓発促進月間（10月）の実施
- ② 様々なメディアを通じた広報活動の展開
- ③ リーフレット等の作成・配布
- ④ ホームページの活用
- ⑤ 地方自治体等のイベントへの積極的な参加

(7) 調査・研究活動

センターを取巻く状況が厳しい中、事務事業の共同化はセンターを安定的に運営するための選択肢の一つと考えます。

また、会員が安心して働くための就業能力、体力、適性に応じた就業のマッチングを行うことも重要であります。

このため、次の調査・研究に引き続き取り組みます。

- ① センター共通事務の共同化のための調査・研究
- ② 会員の就業能力、体力、適性に応じた就業マッチングの調査・研究

(8) 指導相談事業

高齢者の就業ニーズや社会要請が多様化している状況と合わせ、センターを取り巻く環境がますます厳しくなっていることから、シルバー事業の適正で効率的な運営を図る必要があります。

このため、センターの個別相談や計画的な訪問指導など、必要な支援を引き続き行います。

(9) 交流・研修活動

センターを安定的に運営していくには、人材育成や情報の共有は必要不可欠であります。

このため、センターのニーズに合った各種研修会を開催するとともに、センター独自の研修会の開催や関係団体が主催する研修会等への参加を促します。

- ① 理事長、事務局長合同研修会の開催
- ② 理事、監事研修会の開催
- ③ 事務局長会議の開催
- ④ 業務担当（シルバー事業、会計等）職員研修会の開催
- ⑤ 全シ協主催の研修会への参加
- ⑥ 九シ協主催の研修会への参加

(10) センター未設置等の解消

未設置の都農町は、「センターの設置は、当面見送る。」こととされた。

しかしながら、「高齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献する。」ことのできるセンターの設置は意義あるものと考えことから、県と連携して、都農町の高齢者に対する就業機会の状況等を把握しながら、必要な働きかけを行っていくこととします。

また、連合会未加入センター4地区に対しては、引き続き、センター関連の情報を発信しながら、連合会への加入を働きかけます。

(11) 関係機関及び関係団体との連携強化

センターと連合会がこれからも安定的に事業を展開するため、宮崎労働局、宮崎県、全シ協や関係団体と連携を図りながら、効果的で効率的な事業運営を図ります。

特に、商工会議所や商工会等の経済団体と連携を図りながら、地域の実情を

見極め、新たな就業先の開拓や会員の確保に努めます。

また、「成長分野における請負就業」についても、地方自治体や関係機関との連携により成り立つ分野もあることから、引き続きセンターと連携しながら、行政機関や関係機関との連携強化を図ります。

- ① 宮崎労働局、宮崎県及び市町村との連携
- ② 高齢者・福祉団体、商工団体などの関係団体との連携
- ③ 全シ協及び九シ協との連携
- ④ みやざき女性・高齢者就業促進協議会との連携

(12) 事業運営基盤の強化

連合会の事業運営と組織体制の強化のため、理事会及び事務局体制の充実・強化、財政基盤の確立、行政機関や関係団体との連携強化をさらに図ります。

また、公益社団法人として社会的信頼性を確保するため、安全・適正就業対策や個人情報保護対策をはじめとするコンプライアンスの徹底を図ります。

(13) インボイス制度への対応

令和5年10月から導入されるインボイス制度は、新たな納税コストが発生し、センターに事業運営に大きな影響を及ぼすことから、センターの対応状況を把握しながら、適切に対応していけるための助言やサポートを行います。

(14) 業務委託契約における契約方法の見直しへの対応

会員の保護が適切に図られるよう、センター、発注者それぞれが果たすべき役割や責務を明確化するため、請負事業における契約方法の見直しが検討されているところである。見直し時期は未定であります。見直しに向けての意見集約や見直し内容の情報収集、センターへの情報提供に努めます。

(15) みやざきシニア就業支援センター運營業務

「みやざきシニア就業支援センター」は、高齢者に対する就職関連情報の提供やキャリアカウンセリング、就業支援等に係る各種事業を実施するほか、県内の中小企業に対して就労開拓を通じた職場環境改善支援等を実施することにより、県内における高齢者の就業支援を促進することを目的に宮崎県が設置している。

今年度から、その運營業務を連合会が受託したので、目的である「高齢者の就業支援の促進」を着実に図るとともに、センターの会員拡大、就業機会の拡大にも繋げて参ります。